固定式刺し網漁業

番号	制 限 措 置 (規則第11 条関係)							
	漁業種類	許可等をすべき漁 業者の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格	申請期間
9– 3–6	いまだい建網漁業	定めなし	定めなし	定めなし		12月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。) に住所を有する者	

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、令和5年11月1日から令和9年8月31日までとする。